

総務厚生常任委員会会議録

| | |
|---|----|
| 【開会】 | 3 |
| 【議案第10号】 平成28年度矢板市一般会計補正予算（第6号） | 4 |
| 【議案第11号】 平成28年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | 11 |
| 【議案第12号】 平成28年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | 12 |
| 【議案第15号】 矢板市庁舎等整備基金条例の制定について | 14 |
| 【議案第17号】 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について | 15 |
| 【議案第18号】 矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | 16 |
| 【議案第19号】 矢板市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について | 17 |
| 【議案第21号】 矢板市市税条例の一部改正について | 18 |
| 【議案第22号】 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について | 18 |
| 【議案第23号】 矢板市行政財産使用料条例の一部改正について | 18 |
| 【議案第24号】 矢板市はつらつ館設置条例の一部改正について | 19 |
| 【議案第25号】 矢板市介護保険条例の一部改正について | 19 |
| 【議案第26号】 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 20 |
| 【議案第27号】 矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について | 21 |
| 【議案第32号】 矢板市消防団条例の一部改正について | 21 |
| 【陳情第23号】 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」に関する陳情（継続） | 22 |
| 【委員長報告】 | 22 |
| 【閉会】 | 23 |

1 日 時

平成29年3月9日(木) 午前8時58分(開会)～午前11時42分(閉会)

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員(8名)

委員長 和田 安司 副委員長 小林 勇治

委員 高瀬 由子、櫻井 恵二、関 由紀夫、石井 侑男、

中村 有子、大島 文男

4 欠席委員 なし

5 説明員(26名)

- (1) 総合政策課（3人）
 - ①総合政策課長 横塚順一
 - ②電算統計班長 石川民男
 - ③政策企画担当 村上治良
- (2) 秘書広報課（1人）
 - ①秘書広報課長 柳田和久
- (3) 総務課（5人）
 - ①総務課長 三堂地陽一
 - ②行政担当 佐藤賢一
 - ③人事担当 小野崎賢一
 - ④財政担当 佐藤裕司
 - ⑤管財担当 関谷一男
- (4) 税務課（2人）
 - ①税務課長 鈴木康子
 - ②資産税担当 手塚正之
- (5) 社会福祉課（3人）
 - ①社会福祉課長 永井進一
 - ②社会福祉担当 阿久津功
 - ③障がい担当 駒野和代
- (6) 高齢対策課（1人）
 - ①高齢対策課長 石崎五百子
- (7) 子ども課（4人）
 - ①子ども課長 沼野晋一
 - ②泉保育所長 星野朝子
 - ③子育て支援担当 齋藤敦子
 - ④保育担当 塚原由
- (8) 市民課（1人）
 - ①市民課長 薄井初江
- (9) 健康増進課（2人）
 - ①健康増進課長 細川智弘
 - ②国保医療担当 高久聡子
- (10) 暮らし安全環境課（2人）
 - ①暮らし安全環境課長 小野寺良夫
 - ②暮らし安全担当 齋藤昭宏
- (11) 出納室（1人）
 - ①室長 高沢いづみ
- (12) 選挙監査事務局（1人）
 - ①選挙監査事務局長 小瀧新平

6 担当書記 水沼宏朗、藤田敬久

7 付議事件

- 【議案第10号】 平成28年度矢板市一般会計補正予算（第6号）
- 【議案第11号】 平成28年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 【議案第12号】 平成28年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 【議案第15号】 矢板市庁舎等整備基金条例の制定について

- 【議案第17号】 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について
- 【議案第18号】 矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 【議案第19号】 矢板市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
- 【議案第21号】 矢板市市税条例の一部改正について
- 【議案第22号】 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について
- 【議案第23号】 矢板市行政財産使用料条例の一部改正について
- 【議案第24号】 矢板市はつらつ館設置条例の一部改正について
- 【議案第25号】 矢板市介護保険条例の一部改正について
- 【議案第26号】 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 【議案第27号】 矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について
- 【議案第32号】 矢板市消防団条例の一部改正について

8 会議の経過及び結果

【開会】

○委員長（和田安司） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。 (8時58分)

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は

- 【議案第10号】 平成28年度矢板市一般会計補正予算（第6号）
- 【議案第11号】 平成28年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 【議案第12号】 平成28年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 【議案第15号】 矢板市庁舎等整備基金条例の制定について
- 【議案第17号】 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について
- 【議案第18号】 矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 【議案第19号】 矢板市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
- 【議案第21号】 矢板市市税条例の一部改正について
- 【議案第22号】 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について
- 【議案第23号】 矢板市行政財産使用料条例の一部改正について
- 【議案第24号】 矢板市はつらつ館設置条例の一部改正について
- 【議案第25号】 矢板市介護保険条例の一部改正について
- 【議案第26号】 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 【議案第27号】 矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について
- 【議案第32号】 矢板市消防団条例の一部改正について

の15件である。

【議案第10号】

○委員長 「議案第10号 平成28年度矢板市一般会計補正予算（第6号）」を議題とする。
提案者の説明を求める。

○総務課長（三堂地陽一）

（「平成28年度矢板市補正予算書」1頁から6頁を朗読。「平成28年度予算に関する説明書」4頁から21頁により説明。）

議案第10号 平成28年度矢板市一般会計補正予算（第6号）については、歳入歳出からそれぞれ5,360万円を減額し、予算総額を133億3,110万円に補正しようとするもの。

歳入の主なもの

1款1項1目 市民税の個人分は、966万円の減で現年課税分。

1款1項2目 市民税の法人分は、3,100万円の増で現年課税分。

1款2項1目 固定資産税は、6千万円の増。

3款1項1目 利子割交付金は、300万円の減。

12款1項2目 土木費負担金は、144万9千円の減で、倉掛地区の急傾斜地崩壊対策事業の地元負担金について、事業が進まなかったため減額している。

14款1項1目 民生費国庫負担金は、2,196万2千円の減。このうち児童福祉費負担金が2,358万4千円の減で、これは、施設型等給付費負担金、児童手当負担金、児童扶養手当負担金、母子生活支援施設措置費負担金について、利用者の減あるいは手当支給人数の減によりそれぞれ減額補正となったもの。

14款2項2目 民生費国庫補助金は、121万5千円の増であるが、このなかには年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金について、交付者が少ないため5,800万円を減額したこと及び地方創生拠点整備交付金について、城の湯温泉センター整備に関わる経費として5,970万円を計上したことが含まれる。

14款2項5目 土木費国庫補助金は、2,475万8千円の減で事業完了等によるもの。

15款2項4目 農林水産業費県補助金は、7,088万円の減。このなかには東日本大震災農業生産対策事業費補助金4,476万円の減額が含まれるが、安心安全米づくりの補助の減少によるもの。

15款3項1目 総務費委託金は、448万8千円の減。これは、精算に伴う参議院議員選挙費委託金と栃木県知事選挙費委託金の減によるもの。

16款2項1目 不動産売払収入は、7千万円の増。これは全員協議会でもご報告させていただいたが、木幡土地区画整理事業で市の土地が売却されたことによるもの。

17款1項1目 教育費寄附金は、25万円の増で、これは、大田原信用金庫より毎年いただいている指定寄附で、図書館に児童書を購入してほしいとのこと。

17款1項2目 ふるさと納税寄附金は、4千万円の増。議会では1億円を超えているとの答弁をしたが、予算編成作業時は9千万円に届くかどうかというところであった。現

時点では1億円を超えているため、今後については専決処分により補正をさせていただき、後ほど報告ということで取り扱いをさせていただきたい。

18款1項1目 財政調整基金繰入金は、9,300万2千円の減で、戻し入れをしている。

20款4項4目 雑入は、2,864万円の減で、塩谷広域行政組合へ予定していた負担金について、事業が進まなかったため減額したもの。

21款1項1目 民生債は、5,970万円の増で、城の湯温泉センター改修事業。

歳出の主なもの

1款1項1目 議会費は、324万7千円の減で、議員共済費の減によるもの。

2款1項1目 一般管理費は、165万7千円の増で、職員2名の昇任に伴う増額。

2款1項5目 財産管理費は、1億300万円の増で、このなかには庁舎等整備基金への積立金1億円が含まれている。

2款1項6目 企画費は、6,468万円の増。内訳としては、ふるさと納税返礼品として2千万円、ふるさと納税に係る基金積立金として4千万円及び電算化推進事業として、子育てワンストップサービスが始まることに伴う初期導入経費として64万8千円を計上している。

2款4項3目 参議院議員通常選挙費は、102万5千円の減で、時間外勤務が予定より少なかったことによる減額。

2款4項4目 栃木県知事選挙費は、346万3千円の減。内訳としては、時間外勤務が予定より少なかったことによる228万6千円の減額と、当初8面見込んでいたポスター掲示場が4面で済んだことによる117万7千円の減額によるもの。

2款4項5目 矢板市長選挙費は、157万7千円の減で、立候補者が予定していた人数より少なかったことによるもの。

2款4項8目 矢板市議会議員補欠選挙費は、588万6千円の減で、立候補者が予定していた人数より少なかったことによるもの。

3款1項1目 社会福祉総務費は、6,139万9千円の増。内訳は、まず年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業について5,800万円を減額している。この事業は65歳以上の住民税非課税世帯へ3万円を支給するものだが、9月5日から12月まで受付し申請者が確定したことによる減額である。

次に温泉センター施設事業で1億2,491万1千円を計上している。これは拠点整備交付金事業として、整備測量設計委託料546万1千円と、工事請負費1億1,945万円を計上している。

次に障害者総合支援事業として400万円を計上している。これは利用者が増えたことによるもの。

次に国民健康保険特別会計繰出金については、保険基盤安定繰出金額の確定により467万4千円を減額している。

次に後期高齢者医療特別会計繰出金については、後期高齢者医療広域連合からの負担金額の確定により483万8千円を減額している。

3款1項2目 老人福祉費は、364万3千円の減。内訳は、まず高齢者在宅生活支援サービス推進事業として35万7千円を計上している。これはやしお苑に設置する防犯カメラやインターネットにかかる経費。次に老人保護措置事業で400万円を減額しているが、これは老人ホームへの措置者が1名減ったことによるもの。

3款1項4目 医療助成費は、500万円の増で、重度心身障害者医療費助成事業の扶助費100万円の増と、子育て支援医療費助成事業の扶助費400万円の増である。

3款2項1目 児童福祉総務費は、74万円の増で、前年度事業の精算によるもの。

3款2項2目 児童措置費は、3,142万9千円の減。内訳は、まず民間保育所運営補助事業で907万2千円を減額している。これは1歳児保育担当保育士の増員費用補助を見込んでいたが予定より少なかったため。

次に施設型等給付費の扶助費で464万3千円を増額しているが、これは人事院勧告を踏まえた公定価格というものがあり、この改正に伴い給与費が増えたことに伴い追加補正するもの。

次に児童手当等給付費について2,700万円を減額しているが、これは対象者が減ったことによるもので、児童手当支給事業の扶助費で2,400万円、児童扶養手当支給事業の扶助費で300万円をそれぞれ減額している。

3款2項3目 母子福祉費は、154万円の減で、母子家庭の技能訓練等助成事業があり、その利用者が減ったことによるもの。

6款1項1目 農業委員会費は、59万4千円の増で、農業行政システム改修に係る経費。

6款1項2目 農業総務費は、2,600万円の減で、経営体育成支援事業が確定し、対象人数が少なかったことによるもの。

6款1項3目 農業振興費は、4,900万円の減。内訳は、まず農業振興事業で500万円を減額している。これは園芸作物振興支援事業の申請者が少なかったことによるもの。次に安全安心米づくり補助事業で4,400万円を減額している。これは助成金額が見込みより少なかったことによるもの。

6款1項4目 畜産業費は、221万4千円の減。内訳は、畜産振興事業の委託料113万4千円の減額については、入札の執行残。また、八方ヶ原牧場管理事業の消耗品費108万円の減額については、塩カリをまく面積が見込みより少なかったことによるもの。

6款1項6目 農地費は、8,679万7千円の減。内訳は、県営中山間地域総合整備事業について、内示額の減による2,858万円の減額と、予算割れによる土地改良管理事業5,821万7千円の減額。

6款2項2目 林業振興費は、140万円の増で、有害獣駆除事業である。内訳としては、賃金で50万円、報償費で90万円を増額している。駆除に関しては、単価4千円で回数を50回みている。駆除に対して見回りがあるが、こちらは単価2,500円で回数を20回みている。報償費については、有害獣を捕獲した場合、頭数毎に報償費を支給

するが、それぞれ頭数を増やしている。単価は当初の6千円から8千円にしており、当初見込みからの差額分を増額補正している。

7款1項2目 商工振興費は、98万7千円の増で、企業誘致推進事業において用地取得奨励金に不足分が出たことによるもの。

8款2項1目 道路橋りょう総務費は、275万円の減で、国の交付決定に伴うもの。

8款2項2目 道路維持費は、950万円の減で、倉掛地区の事業中断に伴う急傾斜地崩壊対策事業負担金の減額。

8款2項3目 道路新設改良費は、6,532万7千円の減。内訳は、まず交付金事業である道路新設改良事業の工事請負費が1,789万7千円の減で、国の交付決定に伴うもの。次に安沢地区の道路新設改良事業が2,969万円の減額で、これは次期環境施設の取り付け道路である安沢・越畑14号線の工事が進まなかったことによるもの。次にスマートIC整備事業が1,774万円の減額で、当初予定していたところまで事業が進まなかったことによるもの。

8款2項4目 橋りょう維持費は1,390万円の減で、国の交付決定によるもの。

8款4項3目 街路事業費は、1,700万円の減。内訳は、国の交付決定による片岡地区市街地整備事業の工事請負費800万円の減額と、下水道移設工事に伴う高倉通り整備事業負担金について、工法変更の結果安くあがったことによる900万円の減額。

8款4項5目 土地区画整理事業費は、6,479万3千円の増で、保留地販売が不振であったことに伴う繰出金の増額。

10款1項2目 事務局費は、950万円の減で、矢板市立学校教職員配置事業の嘱託員等社会保険料及び賃金。正規の教職員のほかに、配慮を要する子どもがいる学級等には先生がもう一人おり、市の単費で賄っている。その人数を当初37名とみていたが、5名少なくて済んだことによる減額。

10款1項4目 幼稚園振興費は、1,057万2千円の減で、一時預かり事業費補助をしているが、制度が変わり、県から直接補助がいくものと市から補助がいくものがあり、平成28年度はどちらか選択できた。すみれ幼稚園、かしわ幼稚園、矢板認定子ども園が対象であった。県から直接補助がいく旧制度を選択したため予算をみていたが使わずに済んだことによるもの。

10款2項1目 小学校管理費は、500万円の減で、新電力契約により安く済んだことによるもの。

10款2項2目 教育振興費は、250万円の減。内訳は、扶助費について就学援助が予定より少なかったことによる150万円の減と、消耗品費について圧縮してやりくりしたことによる100万円の減である。

10款3項1目 学校管理費は、100万円の減で、新電力契約により安く済んだことによるもの。

10款3項2目 教育振興費は、400万円の減。内訳は、消耗品費については圧縮してやりくりしたことによる100万円の減。使用料及び賃借料については、バスの借り上

げで、県大会等については借り上げバスで大会に行くが、回数等が少なかったことによる200万円の減。扶助費については、就学援助で、対象人数等が減ったことによるもの。

10款4項3目 図書館費は、98万円の減。内訳は、まず工事請負費123万円の減については、屋上の雨漏り工事の実施を予定していたが、スポット対応で雨漏りが改善できたため大規模工事をやらずに済んだことによるもの。次に備品購入費25万円の増については、毎年いただいている大田原信用金庫の指定寄附で、図書館の大信文庫に児童書を買そろえる予算を計上している。

給与明細書については、まず特別職については議員共済費が減額になっている。次に一般職については職員手当331万1千円が減額になっている。これは時間外手当で、選挙に関する時間外が大幅に減額になっていることによるもの。

○委員長 これより議案第10号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 不動産売払収入の7千万円について、坪でも平米でもよいが、売払単価を確認したい。

○総務課長 坪単価で4万1,250円と3万8,940円である。

○石井委員 城の湯温泉改修事業について、今回だいぶ大がかりな改修をされたと思うが、前回の整備とあわせてかなり整備されたなかで、利用者の見込みあるいは指定管理料を払って業者に管理してもらっているわけだが、その管理料の見直し等の見込みは。

○委員長 暫時休憩する。 (9時43分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (9時44分)

○社会福祉課長(永井進一) 利用者については、新たな需要としてスポーツツーリズム推進の拠点として新たな展開をしようということなので、利用者を増やしたいというのが我々当局の考えである。平成28年度については工事が入り、1号館を止めたり2号館を止めたりということで利用者数がだいぶ減った。平成28年度2月末現在で12万1,419人。前年度比で1万9千人くらい減という状況。平成27年度は15万4,349人ほどであり、工事の関係で平成28年度は減っている。工事がまもなく終わるので、新年度からはフルオープンでできるため、それに伴い利用者数も増えるのではないかと見込んでいる。指定管理料については、平成28年4月から平成31年3月31日までの3年間。平成28年度の指定管理料は100万円ほど減額している。平成29年度も同じく減額。当初の契約からは変更して進めたい。これについては、結果的に整備内容が変わってしまったことによる減。ただ、今度新たにスポーツツーリズム関係の事業を展開することで、今後については、3年間の指定管理料については増やすことはできないのでそのまま推移されると思うが、次年度以降、次年度というのは平成31年度ということになるが、新たに指定管理が始まる。公募等を行うと思うが、そのところの指定管理料については、改めて検討し直さなければならぬと考えている。

○石井委員 塩田ダム管理事業の負担金が約5,800万円減額されている。負担金が減ると

いうのはよいことだが、予算等と比べると非常に負担金が減っている。さきほどの説明でも予算割れという説明をいただいたが、これはどういうことか。

- 総務課長 塩田ダムのストックマネジメントを構築するための費用を毎年億単位で要求している。予算割れというのは、国の補助がもらえないので計画はしているが仕事ができないという状況が2年連続で続いているということ。国の予算がまわってくればできる仕事である。
- 大島委員 経営体育成事業と農業振興事業。安全安心米づくり関係のなかで、国の支出金がある程度減額になるということだが、具体的にはどういうことを予定してこれだけ減額になったのか。
- 総務課長 まず農業総務費のなかの経営体育成支援事業については、対象人数10名を予定していたが実績としては3名だったため減額となっている。安全安心米づくり補助事業の交付金4,400万円の減は、水稻分が基準値を超えていなかったため、水稻分の助成金額が減ったことによるもの。大豆とソバは補助対象として受けられた。
- 大島委員 八方ヶ原牧場管理事業について、塩カリについては、俗に言う放射能対策の委託料になるのだと思うが、どのような理由で減額なのか。
- 総務課長 詳しく説明すると、予定面積が27.7ヘクタールだったが、実績としては18.86ヘクタールで済んだため。これに伴い、当初塩カリを1万5,400キロ見込んでいたが、実際使用したのは4,500キロで済んだことにより大きく減額となっている。
- 大島委員 学校、教育関係でかなりの予算を使っているかと思うが、今回減で、37名の学校教職員配置事業。この事業は実際にはどのような問題、お子さんの対応も含めてということだが、実際はどのような内容で、この事業はかなり続いているかと思うが、今回減になった要因を含めて内容について説明願う。
- 総務課長 非常勤教職員の配置についてどのような対応をしているかについては、どちらかといえば小学1,2年生の低学年に重点的に配置している。これは幼稚園から小学校に上がり、生活が非常に変わるということ、また、授業をするにあたって、なかなか授業に向かう素地ができづらい時期でもあるため。今は発達障害の子を支援学級に入れる学校もあるが、対応できない学校については、普通学級で同じように過ごすというのが実態である。その子どもたちに対し授業を進めるのにあたり、担任の先生が30人、35人すべてに目配せできるかといとなかなかできないので、補助の教職員として市の単独で一人あてて、配慮を要するお子さんの面倒をみながら授業を進めていくというのが矢板市のやり方である。他もほとんどそうだと思うが、特に1,2年生に非常勤の先生を重点的に配置するという取り扱いを行っており、その人数が今回少して済んだということによる減額である。
- 大島委員 この点については、だんだん子どもたちの数も少なくなってくるなかで、予算のほうにも関係してしまうが、そういうなかでの見直し等は考えていないのか。
- 総務課長 市の取り組みとしては、単独で教職員を配置するのが市でできることだが、もうひとつとして、県への要望になるが、特別支援学級を各学校に設置するということをお願いしている。そうすることで県費の先生をそこに入れてくれるため普通学級に補助の先生をあてがわなくて済むということができるので、そういった取り組みも要望させていただいてい

る。また、学習支援委員会というものがあり、幼稚園から小学校に上がるときに、幼稚園あるいは保育所で気になるお子さんについて、今後の処遇をどうしていったらいいか専門の職員あるいは学校の先生、担当の先生、幼稚園の先生、それと医師が入って協議している委員会である。このなかで、発達障害などは早いうちに通院し薬を飲んだりすると落ち着きが出て、3年生くらいまでには普通学級に戻れるお子さんが大多数であるので、早めに対応しようということで、その委員会を今年度は回数を1回くらい増やして開催したようである。ただ、ここでの一番の課題は保護者の同意がなかなかもらえないということで、これが壁になっている。こちらも辛抱強く幼稚園あるいは保育園に指導主事等が出向き、お子さんの将来を見通して保護者を説得していく努力も必要ということで考えており、そういった取り組みも矢板市では数年前から行っている。

- 中村有子委員 電算化推進事業のなかで子育てワンストップという言葉があったが、これは何か新しいシステムが加わったのか。
- 電算統計班長（石川民男） 子育てワンストップサービスに関しては、マイナンバー制度の施行に伴いマイナポータルという国のサイトが設置される。今年の9月くらいに稼働予定と思われるが、その稼働に伴い、そこから児童手当や児童扶養手当の申請のサポートができることになっている。そういったところから申請された方のデータを市のほうに取り込むことができるが、この部分についてLGWANという地方公共団体独自のネットワークがあり、そこを経由してデータを市にもらうための事業である。
- 高瀬委員 母子福祉事業について、母子家庭訓練費が減額になっているということだが、その詳しい内容と周知方法について伺う。
- 子ども課長（沼野晋一） 例えば看護師や准看護師を取得するための学校に通学するための給付や、母子家庭で自立していくための職を身につけるための職業訓練をお手伝いするための給付事業である。周知については、児童扶養手当現況届を出していただく際にパンフレットを配布し周知している。
- 委員長 暫時休憩する。 (10時02分)
- 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (10時04分)
- 高瀬委員 木幡の土地売却についてだが、坪単価のご説明をいただいたが、購入者はどこの方か。
- 総務課長 グランディハウスである。
- 高瀬委員 今いくつかの場所が残っているということだが、木幡地区には福島のほうから住んでいる方もいる。暮らしのびのび定住促進補助金もあるわけだが、そういったものの県外に対する周知はしているか。
- 総務課長 ホームページのトップページに「矢板で暮らそう！」というページがあり、そこに市の持っている土地の場所と価格や暮らしのびのび定住促進補助金についても掲載しており、矢板市に土地を求めていただくところいったメリットがありますよという特集ページを掲載している。あわせて保留地に関しては、2月27日付の下野新聞に矢板の特集ということで大きく広告を載せさせていただいた。市外向けとなるとやはりホームページが効力があ

ると考えている。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ私から2点確認したい。歳入について固定資産税が増額補正されているが、この要因はなにか。

○税務課長(鈴木康子) 6千万円を補正しているが、これは太陽光発電設備について、平成28年度見込みより新設数が多かったことに加え、金額が何十億単位というものもあったため。

○委員長 次に、林業振興費の有害獣駆除について増額補正がされている。前回の説明では、100%県の補助金で事業が始まったと思うが、内訳をみると国県支出金がマイナス補正され、一般財源がプラスとなっている。これは何か市独自の上乗せをしたということでしょうか。

○総務課長 捕獲頭数に関しての8千円については上乗せ補助となる。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第10号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決された。

【議案第11号】

○委員長 「議案第11号 平成28年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長(細川智弘)

(「平成28年度矢板市補正予算書」7頁を朗読。詳細について8頁から9頁及び「平成28年度予算に関する説明書」26頁から29頁により説明。)

議案第11号 平成28年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、歳入歳出にそれぞれ6,368万2千円を増額し、予算総額を46億2,743万1千円に補正しようとするもの。

今回の補正は退職被保険者の減少に伴う保険税の減額、平成27年度一般会計繰入金からの精算及び今年度の共同事業拠出金の額の確定などによるもの。

歳入

1款1項2目 退職被保険者等国民健康保険税は、1,605万7千円の減で、今年度の退職被保険者の該当者が当初見込みより少なくなったため減額補正するもの。平成27年9月で600人だったが、平成28年12月には368人となり、232人減少して

いる。

4款1項2目 高額医療費共同事業負担金は、120万8千円の増で、平成28年度の国の額の確定によるもの。

7款1項1目 高額医療費共同事業負担金は、120万8千円の増で、平成28年度の県の額の確定によるもの

8款1項1目 高額医療費共同事業交付金は、1,940万7千円の減で、平成28年度の交付金の額の確定によるもの。

11款1項1目 一般会計繰入金は、467万4千円の減で、国民健康保険基盤安定負担金が一般会計からの繰入金の額の確定により減額となったことによるもの。

12款1項2目 その他繰越金は、1億140万4千円の増で、前年度繰越金。

歳出

1款1項1目 一般管理費は、700万円の増で、平成27年度の一般会計繰入金の精算に伴うもの。

7款1項1目 高額医療費共同事業拠出金は、483万2千円の増で、今年度の負担金額の確定によるもの。

7款1項2目 保険財政共同安定化事業拠出金は、5,819万7千円の減で、今年度の負担金額の確定によるもの。

9款1項1目 財政調整基金積立金は、1億1,004万7千円の増で、今年度国保事業において、平成27年度の精算や今年度の負担金等の見込みを勘案し、剰余金が出る見込みであるため財政調整基金に積み立てるもの。これは平成26年度から平成27年度へ繰り越した額が約1億7,600万円ほどあったが、平成27年度から平成28年度へ繰り越した額は2億600万円であったこと、また、共同事業拠出金の今年度負担金が大幅に減額となったことが主な要因である。

○委員長 これより議案第11号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第11号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決された。

【議案第12号】

○委員長 「議案第12号 平成28年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」

を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長

（「平成28年度矢板市補正予算書」11頁を朗読。詳細について12頁から13頁及び「平成28年度予算に関する説明書」34頁から35頁により説明。）

議案第12号 平成28年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ1,455万6千円を追加計上し、予算総額を3億4,775万6千円に補正しようとするもの。

今回の補正は、主に保険料増に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増及び平成27年度一般会計繰入金金の精算によるもの。

歳入

1款1項1目 特別徴収保険料は、564万6千円の増で、保険料軽減該当者が当初見込みより10%、人数で330人減少したため。

1款1項2目 普通徴収保険料は、527万円の増で、保険料軽減該当者が当初見込みより10%、人数で330人減少したため。

3款1項2目 保険基盤安定繰入金金は483万8千円の減で、低所得者に係る保険料軽減に対する繰入金で今年度の額の確定によるもの。

4款1項1目 繰入金は、847万8千円の増で、前年度からの繰入金額の確定によるもの。

歳出

1款1項1目 一般管理費は、400万円の増で、平成27年度一般会計繰入金金の精算によるもの。

2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金は、1,055万6千円の増で、平成27年度分の調整及び今年度保険料の増額によるもの。

○委員長 これより議案第12号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第12号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決された。

【議案第15号】

○委員長 「議案第15号 矢板市庁舎等整備基金条例の制定について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

（「提出議案説明書」9頁を朗読。詳細について「議案書」3頁から5頁により説明。）

2月の全員協議会でもご説明したとおり本庁舎に耐震性がない。そして54年が経過して耐震性がないにもかかわらず耐震強化を行っていないということを踏まえ、将来的に建て替えか長寿命化か検討中であるが、庁舎等このままでは災害時拠点としてまもらないため、準備を進めていこうということで提案させていただいた。先ほど補正予算で申し上げたとおり、積立金として1億円を予算計上させていただいた。

条例の内容については、第1条で庁舎等の整備に要する経費に充てるため、基金を設置する旨規定している。

第2条で、基金として積み立てる額は、予算に定める額としている。

第3条では管理について、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとしている。同条2項では、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとしている。

第4条では運用益金の処理として、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れることとしている。

第5条では繰替運用として、市長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとしている。

第6条では処分として、基金は、庁舎等の整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができるとしている。

第7条は委任規定で、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が別に定めることとしている。

また、附則として、この条例は公布の日から施行することとしている。

○委員長 これより議案第15号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○大島委員 いろいろ検討がなされており答えづらいと思うが、今の金額についての目標、何年後といった大枠のところを許される範囲でお話いただきたい。

○総務課長 正直なところ、本音を申し上げるといつまでというところは決めておらず、金額についても決めていないが、基金であるので頭金は10億円、20億円は必要であろうと。仮に建てるといった場合に他のところを参考にすると、30億円から50億円。かけようにもよるが100億円から200億円という条件のところもある。また、長寿命化する場合は最低8億円はかかる。ただしそれでもエレベーターも付かずバリアフリー化は望めない。この建物に8億円かけていいのかということもある。建て替えか長寿命化かはこれから早急に決めたいとは思いますが、それも未定である。基金は5億円、10億円の単位を目標としたい。

また、いつごろということについては、来年度にも立てないと、過日議会中に地震があったときもだいぶ揺れて生きた心地がしないので、来年度くらいには何とか結論を出し、それに向かってお金を貯め、計画を進めたい。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第15号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決された。

【議案第17号】

○委員長 「議案第17号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」9頁、10頁を朗読。「議案書」12頁から19頁について説明。)

議案名に「等」とあるように、今回は3つの条例の一部改正を行う。1つ目は「矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」。2つ目は調理員、用務員等が対象となる「単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」。最後は水道業務担当職員が対象となる「矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」である。

改正の内容は、育児・介護休業法が改正となり、それに即した見直しとなっている。

改正のポイントとしては、まず介護休暇の分割。6ヶ月以内の範囲で介護休暇を3回まで分割して取得することが可能となる。次に介護時間というものを新設する。最長連続3年以下、1日2時間以下の範囲で介護休暇を取ることができる。この分の給与は支給されない。次に育児休業等に係る子の範囲の拡大。特別養子縁組の子の看護期間についてである。特別養子縁組とは、生みの親の実態がなくなるもので普通養子縁組と区別している。特別養子縁組の場合、半年間の監護期間というものがある。これはきちんと親子関係が築けるか様子を見る期間のことで、今までこの期間中は子としてみることができなかつたが、この期間も子としてみるができるようになり、子の範囲が拡大したもの。

第1条は矢板市職員について。13頁下から7行目、第8条の3第4項中とあるが、ここからの改正は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について定めたもの。

第2条は単純労務職員について。ここでは部分休業あるいは介護休業というものが出てくる。単純労務職員の場合、今までは給与の減額対象となる休業等は部分休業と介護休業の2つだったが、今回の改正では、就学部分休業と高齢者部分休業あるいは介護時間を新たに加

えての改正となる。

第3条は水道事業を担当している企業職員について。こちらは介護休暇の分割、介護時間の新設、育児休業等に関する子の範囲の拡大について規定している。

○委員長 これより議案第17号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第17号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決された。

【議案第18号】

○委員長 「議案第18号 矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」10頁を朗読。「議案書」20頁から23頁により説明。)

今回の改正は平成28年人事院勧告によるもの。この条例については12月定例会でも改正をしたが、それは平成27年人事院勧告によるもので、今回は平成29年1月から実施される民間労働法制、育児介護休業法の改正内容に即した見直しとなっている。育児休業法の改正に伴う子の範囲の拡大ということで、特別養子縁組の監護期間中、半年間は様子を見るということだったが、この期間中も子としてみるということ。また、介護時間の新設。あわせて非常勤職員についての改正も行う。

本文中第2条については、育児休業をすることができない職員について、この下の第4号では非常勤職員について定めているが、育児休暇の取得要件を緩和するもので、今までは子が2歳になるまでの間、雇用契約が更新されないことが明らかであるものを除くということがあったが、今回は、子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなるということが明らかでないこと、つまり雇用契約がどうなるか分からない場合でも大丈夫であることを謳っている。

次に本文中第10条第1号の改正については、育児短時間勤務について、育児休業の対象になる子の範囲について、先ほどから何度か出ている特別養子縁組における半年間の監護期間中も追加となる旨を規定している。

次に本文中第22条第2項中とあるのは、部分休業について定めているもので、矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を改正し、今回介護時間を設定したので、条文を改正したことについて記載している。

○委員長 これより議案第18号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第18号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決された。

【議案第19号】

○委員長 「議案第19号 矢板市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」10頁を朗読。「議案書」24頁から25頁により説明。)

平成25年に地方公務員法が一部改正となり、配偶者同行休業の期間の延長は特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとしている。この特別の事情の内容については、条例制定時には定めていなかった。今回、人事院規則が改正されたことに伴い、特別の事情が定められたため、新たに条文を追加するもの。第6条の2として定められているが、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情ということで、特別の事情により延長が出来る旨定めている。今までは配偶者同行休業申請時に、配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由として、いつまで勤務を継続するのかが確定しなかった場合、それに準ずるものと市長が認めた場合に継続が可能であったが、今回は再度延長ができることについて追加されたもの。

○委員長 これより議案第19号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第19号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決された。

【議案第21号及び議案第22号】

○委員長 「議案第21号 矢板市市税条例の一部改正について」及び「議案第22号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について」を一括議題とする。提案者の説明を求める。

○税務課長

（「提出議案説明書」10頁を朗読。「議案書」29頁から32頁により説明。）

矢板市市税条例の一部改正については、地方税法等の改正により法人名の名称変更及び住宅ローン控除制度適用期間の延長によるもの。矢板市国民健康保険税条例の一部改正については、地方交付税等の改正による5割軽減対象世帯及び2割軽減対象世帯の減額の対象となる所得基準の見直しによるもの。所得基準26万5千円を27万円に、48万円を49万円に改める。

○委員長 これより議案第21号及び議案第22号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第21号及び議案第22号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第21号及び議案第22号は、原案のとおり可決された。

【議案第23号】

○委員長 「議案第23号 矢板市行政財産使用料条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

（「提出議案説明書」10頁を朗読。「議案書」34頁により説明。）

電気通信事業法施行令が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。第3条第2項第2号中、第5条を第8条に改める。

○委員長 これより議案第23号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第23号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決された。

【議案第24号】

○委員長 「議案第24号 矢板市はつらつ館設置条例の一部改正について」を議題とする。
提案者の説明を求める。

○高齢対策課長（石崎五百子）

（「提出議案説明書」11頁を朗読。「議案書」36頁により説明。）

平成28年3月に木幡土地区画整理事業の換地処分により、木幡北山はつらつ館の地番等が確定したため、条例の一部を改正するもの。

○委員長 これより議案第24号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第24号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決された。

【議案第25号】

○委員長 「議案第25号 矢板市介護保険条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長

（「提出議案説明書」11頁を朗読。「議案書」37頁から38頁により説明。）

消費税増税に伴い、低所得者の介護保険料の軽減強化に対する対応についてのもの。第1号保険料軽減が継続されることに伴い、所要の整備を行うもの。

○委員長 これより議案第25号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第25号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決された。

【議案第26号】

○委員長 「議案第26号 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長

（「提出議案説明書」11頁を朗読。「議案書」39頁から65頁により説明。）

介護保険事業に係る厚生労働省令の一部改正により、平成28年4月1日より通所介護事業所のうち利用定員が18人以下の小規模な事業所が地域密着型サービスに移行されたことに伴い、市において地域密着型通所介護の事業に関する基準を定めるため、矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもの。地域密着型サービスの施設についても基準を定めており、条例第3章の夜間対応型訪問介護と、第4章の認知症対応型通所介護の間に、第3章の2として地域密着型通所介護の基準を加えるもの。

第1節では基本方針を定めている。

第2節の人員に対する基準では、生活相談員、看護師または准看護師、介護職員、機能訓練指導員などの従業員数等を定めている。

第3節の設備に関する基準では、食堂及び機能訓練室の面積、相談室等を定めている。

第4節の運営に関する基準では、利用料等の受領や介護計画の作成、運営規程などを定めている。

第5節では指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めている。これは難病等を有する重度介護者又はがん末期の方であって、サービスの提供にあたり、常時看護師による観察が必要な方を対象としている。現在のところ矢板市に設置はされていない。

以降については項目のずれを解消するためのもの。最後にあわせて矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の第44条第6項に指定地域密着型通所介護事業所を加えるもの。

○委員長 これより議案第26号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第26号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決された。

【議案第27号】

○委員長 「議案第27号 矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○社会福祉課長

（「提出議案説明書」11頁を朗読。「議案書」66頁から68頁により説明。）

今回は本文ではなく別表の改正となる。はじめに施設の改正。駐車場の整備に伴い宮川ゲートボール場がなくなったので、別表から削る。また宮川グラウンドゴルフ場の位置が変わったため、矢板市幸岡18番地に改める。

次に、宮川グラウンドゴルフ場の利用料金の改正。「大人（高校生以上）」の団体の区分における利用料金について、改正前の2時間以内を1時間以内に改め、1時間増すごとに500円以内だったものを1,000円以内に改める。また、中学生以下の区分があるが、改正前は65歳以上及び中学生以下となっていたものから65歳以上を削っている。そして団体の区分において、改正前2時間以内を1時間以内に改め、1時間増すごとに250円以内加算であったものを500円以内加算に改める。

施行日は平成29年4月1日からとなっている。

○委員長 これより議案第27号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第27号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第27号は、原案のとおり可決された。

【議案第32号】

○委員長 「議案第32号 矢板市消防団条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○くらし安全環境課長（小野寺良夫）

（「提出議案説明書」12頁を朗読。「議案書」80頁から81頁により説明。）

改正の主な理由は、消防団員を確保し消防団活動の補完及び充実を図るため、特定の消防団活動に限定して従事する機能別消防団員制度を導入することによるもの。

条文全体のなかで団員という表現があるが、全体の団員と個別の団員で職名等が同じ表記になってしまうことから、混同を避けるため全体の団員を消防団員に改める。消防団員の種類については、一般団員を基本団員とし、特定の職務に従事する団員を機能別団員とする旨

の規定を追加する。職名については機能別団員を加えるもの。なお、矢板市消防団員は18歳から任用しているが、今回、団員が不足することも考え、広く団員を任用するため学生の規定を追加する。機能別団員の報酬年額は1万円と定める。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行する。

○委員長 これより議案第32号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第32号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。

(11時33分)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

(11時41分)

【陳情第23号】

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第23号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」に関する陳情」を議題とする。朗読を省略して審議に入る。意見はないか。

○中村有子委員 願意は分かるが、住民税非課税等の低所得者に関しては従来通り据え置きということもあるので、この陳情に関しては不採択の方向で考えている。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 これより採決する。陳情第23号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第23号は、不採択とされた。

【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件等は、すべて終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

【閉会】

(11時42分)

○委員長 これにて総務厚生常任委員会を閉会する。